

平成30年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成30年 3月30日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午後 0時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 齋藤 初夫

委 員 塚 本 亨

委 員 天 宮 久嘉

委 員 日 高 芳一

委 員 大 里 豊子

議場出席委員

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| ・教育次長 | 駒井 亜子 | ・学校教育担当部長 | 平沢 安正 |
| ・庶務課長 | 杉立 敏也 | ・学校施設課長 | 青木 克史 |
| ・学校施設整備担当課長 | 忠 宏彰 | ・学務課長 | 鈴木 雄祐 |
| ・指導室長 | 中川 久亨 | ・学校教育支援担当課長 | 柿澤 幹夫 |
| ・統括指導主事 | 塩尻 浩 | ・統括指導主事 | 大川 千章 |
| ・地域教育課長 | 山崎 淳 | ・生涯学習課長 | 小曾根 豊 |
| ・生涯スポーツ課長 | 倉地 儀雄 | ・中央図書館長 | 鈴木 誠 |

書 記

- ・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 齋藤 初夫 委員 塚本 亨
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○**教育長** おはようございます。それではただいまより、平成30年教育委員会第3回臨時会を開会したいと思います。

本日の議事録の署名は私に加え齋藤委員と塚本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の議案等は15件、報告事項が6件ということでございますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議案第15号から議案第18号まで、一括して説明をいただいて、個別に決議することということで、進めたいと思います。

それでは議案第15号からの説明をお願いします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは、議案第15号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」上記の議案を提出するものでございます。

提案理由ですけれども、組織改正に伴う組織名称の変更のほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

それでは、ページを1枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず新旧対照表のうち、第2条でございます。庶務課を教育総務課、庶務係を教育総務係、企画係を教育企画係に変更するものでございます。その下でございます。放課後支援課、放課後支援係でございますけれども、今般の事務の移管に伴い、新たに教育委員会に放課後支援課、放課後支援係を設置するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんください。放課後支援課をごらんください。新たに放課後支援係を設置したことに伴い、所掌事務を定めるものでございます。1号の私立学童保育クラブの整備に関する事など、7項目になってございます。

続きまして、3ページをごらんください。フィットネスパーク推進担当係でございます。こちらについては、事業の推進に伴い、担当係を削除するものでございます。

この規則は平成30年4月1日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案の第16号をごらんください。「葛飾区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」上記の議案を提出するものでございます。

提案理由でございますけれども、教育委員会事務局の組織改正に伴い、公印管主者等の名称を変更する必要があるため、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。例えば、第3条にございます公印の

調製者、第4条にございます公印台帳の作成等、公印に関しては庶務課長がいろいろな役割を果たしてございます。そうしたものの名称を全て、庶務課長から教育総務課長に変更するものでございます。

こちらにつきましても、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案の第17号をごらんください。「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」でございます。上記の議案を提出するものでございます。

提案理由でございますけれども、組織改正に伴い、葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会の委員の職名を変更するほか所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。4条の3項でございます。庶務課長を教育総務課長に変更するほか、新たに学校教育担当部長を加えるものでございます。

この訓令についても、4月1日施行でございます。

続きまして、議案の第18号をごらんください。「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますけれども、組織改正に伴う組織名称の変更のほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

こちらにつきましても、3枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。A4横のものでございます。改正案の中の第15条文書主管課長を庶務課長から教育務課長に、第16条文書取扱主任について、庶務課企画係長を教育総務課教育企画係長とする改正等と、17条の第2項、庶務課庶務係を教育総務課教育総務係に変更いたします。

また、ページを1枚、おめくりください。組織改正に伴うもののほか、新たに教育長、教育次長、課長の専決事案について、規定をさせていただきます。別表第1をごらんください。要綱の制定、大幅な改正または廃止とか重要な改正につきましては、教育長の専決事案とし、教育長の先決事案を除いた要綱の改正に関する事、大幅な改正を除いたもの、それから要領の制定、または廃止に関する事等を教育次長等の専決事案としたいと思っております。また、課長の専決事案につきましては、2の2にございます、軽易な要領の制定または改廃に関する事を加えていきたいということでございます。

なお、詳細な内容については備考の欄に大幅な改正とはどういう意味かとか、要綱とか要領というのはどういう位置づけというものかについても、あわせて記載をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。それでは一つ一つ進めたいと思います。

まず議案第 15 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、何か質問等がございますでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 15 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 16 号「葛飾区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、何か質問等がございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 16 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは議案第 16 号は可決といたします。

引き続きまして議案第 17 号「葛飾区教育委員会幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について」、何か質問はございますでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 18 号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」何か質問はございますでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 18 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続きまして議案第 19 号から議案第 21 号まで、一括して説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは議案第 19 号から議案第 21 号について説明をさせていただきます。こちらの 3 件については、大変申し訳ございませんが、一部引用条文等に改正漏れがございましたので、改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案第 19 号をごらんください。「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正」についてでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、

本案を提出するものでございます。

2枚おめくりください。新旧対照表でございます。現行の地方公務員法第40条第1項の規定のところを、第23条の2第1項の規定に変更するものでございます。

こちらについては、平成30年4月1日から施行させていただきます。

続きましてまして、議案の第20号をごらんください。「学校職員の兼業及び教育公務員の教員に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」でございます。上記の議案を提出いたします。

提案理由でございますが、教育公務員特例法施行令の改定に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

ページを2枚おめくりいただいて、新旧対照表をごらんください。現行、教育公務員特例施行令第10条を第9条に変更させていただくものでございます。

この訓令についても平成30年4月1日からの施行でございます。

続きまして、議案の第21号でございます。「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」でございます。上記の議案を提出させていただきます。

提案理由でございますけれども、葛飾区教育資料館の廃止に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

2枚おめくりください。第2条の掌理事務の中の第5号に教育資料館の施設の維持管理に関することという規定がございます。こちらについては、教育資料館の廃止に伴い削除するものでございます。

この訓令につきましても、平成30年4月1日からするものでございます。

説明は以上でございますが、最初にご説明いたしましたように、改正漏れという大変問題のある行為でございました。今後、教育委員会のチェック体制を整えてこのようなことがないようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 今の三つの案件については、今、庶務課長からも話があったように、本来なら改正があったときにやるべきものを、それを怠って、ここで一括ということで、こういうことがないようにこれから十分気をつけていただきたいと思います。よろしく願いします。

それでは議案第19号「葛飾区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程の一部改正」について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め議案第19号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 20 号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教員に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 20 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第 20 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 21 号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 21 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 21 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 22 号「葛飾区長の権限に属する事務の補助執行について」上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 議案第 22 号「葛飾区長の権限に属する事務の補助執行について」上記の議案を提出するものでございます。

提案理由ですが、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、葛飾区長の権限に属する事務の補助執行について協議を受けたため、本案を提出いたします。

別添協議文について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、協議文をごらんください。補助執行の内容でございます。1 ですけれども、「補助執行に係る事務」については 3 点ございます。まず (1) 保育の必要性の認定に関すること。(2) 区立学童保育クラブの入会及び使用料の徴収に関すること。

(3) 区立学童保育クラブの間食費の助成に関することでございます。次に 2 の「補助執行させる職員」についてですけれども、1 の補助執行に係る事務のうち、(1) の事務については学務課、(2) 及び (3) の事務については放課後支援課の職員に補助執行をさせるものでございます。

続きまして補助執行の開始日ですけれども、平成 30 年 4 月 1 日になります。

その他、協議が整い次第、別添についてでございます「葛飾区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を制定する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまのご説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 22 号について、原案のとおり可決することにご異議はご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 23 号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第 23 号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」上記の議案を提出するものでございます。

提案理由ですけれども、組織改正に伴い、葛飾区教育委員会の権限に属する事務を補助執行させる職員の組織の名称を変更する必要があるので、本案を提出するものでございます。

1 枚、ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。第 1 条についてでございます。今まで、補助執行をさせる職員の欄、「葛飾区総務部営繕課」になってございましたけれども、今般、区長部局の組織改正がございまして、営繕課につきましても、総務部から新たに新設される施設部に移管されますので、組織の名称を変更するものでございます。

またこの規則については平成 30 年 4 月 1 日施行でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまのご説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 23 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 23 号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 24 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第 24 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」上記の議案を提出するものでございます。

提案理由ですが、学校経營業務支援員を新設するほか、非常勤職員の報酬の額を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず 1 ページをごらんください。そちらにございますように、現行と改正案にございます、例えば学校用務員、学校事務員、主任学校事務員等については記載のとおり月額を現行から改正案の額に変更するものでございます。また今般、新たに学校経營業務支援員の職を新設いたしますので、そちらについては非常勤職員の名称として、学校経營業務支援員を定めるほか、報酬額を月額 18 万 4,500

円と設定するものでございます。

施行日については平成 30 年 4 月 1 日の施行日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 それではただいまの議案第 24 号について、何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 今回、学校経營業務支援員が新設ということなので、この学校経營業務支援員についての説明と 30 年度はどのようなことを考えているのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こちらのほうにつきましては、今まで東京都の非常勤職員を使いまして、研修担当及びそれから不登校対応としてふれあいスクール明石等の対応、そういうものをやっていたできました。ただ、そういう方たちが今後、平成 30 年度末で東京都の非常勤をそういうところに配置をしてはならないということが、平成 26 年度の通達で出ているところでございます。今後、東京都の非常勤職員につきましては、基本的に学校配置、もしくは不登校対応。本区で言いますと適応教室対応ということで、ふれあいスクール明石になりますけれども、そういうようなところに配置することが原則となります。ただ、それだけではままたらないことが非常に多くなつてございます。ですので、今まで本区で都の非常勤を活用して実施していた業務等について、それを実施できるようなことで業務をとり行つていただくようにと考えてございます。

○教育長 そういうことなのですか、これは。副校長補佐ではないのですか。新設ですものね。

○齋藤委員 もう少し新設のところについて。

○指導室長 補足説明させていただきます。こちらのほうは、副校長の補佐というところも入つてまいります。本区では来年度、東京都のほうからの指定ということで、小規模校、こちらのほうは小学校 11 学級以下、中学校については 8 学級以下というようなことで、設置することが可能となつてございます。そちらのところ、本区で該当する学校ということは、小学校 5 校、中学校 4 校ということの合計 9 校ということで行う予定でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると小学校は 5 校で対応して中学校は 4 校で対応できるという、具体的にそういうところに配置できるということですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 おっしゃるとおりでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 あと、東京都が小規模校の 9 校というのを選んだのか、9 校選んだのは葛飾区が選んだのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こちらのほうは、先ほど繰り返しになりますけれども、小学校の11学級、中学校の8学級以下に該当するものということで、そちらのほうで、本区で該当する学校というのを都のほうに申請しています。ですので、それに該当するものというとその規定に当てはまる学校は全て挙げておりますので、都の規定に当てはめて、こちらのほうから要望しているような形でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 都のほうで最終的に決めるということで、そういう条件になって、出したところでやむを得ない面もあるのですが、私の印象でいくと、やはり経営で大変なところというのは大規模のほうが大変なはずなのだと思うのですね。回ってみても大規模、何かが起こったときに、2人いたほうが緊急事態にも非常に対応しやすいはずなのだけでも、東京都は何で小規模校と言ったのか。例えば、小規模校で今年1年、モデル的にやってみて、運営してその結果を見て考えるということであれば考え方としてはわかるのだけでも、小規模校にしなくてはいけないという理由がわかりにくいのですけれども、何か理由があるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 実は、大規模校につきましてはスクールサポートスタッフという別の、都が考えている事業がございます。こちらにつきましては、スタッフの配置については、明確な配置基準というのは、学校には都のほうからは示されてございません。ただ、本区では来年度、小学校5校、中学校5校ということで合計10校、今、委員、ご心配いただいております大規模校の学校には教員がやらなくても済む事務的な作業、そういうものができるスタッフを配置できるようなことということで、別個で考えています。

また、先ほどの副校長補佐につきましては、東京都がもともと、経営支援部を設置するというような強い意向を持っているようです。実はこの経営支援部を設置すると副校長補佐というのを必ず配置しなければなりません。そうなりますと、小規模校の学校は経営支援部の設置が困難であろうと。ということから、その副校長の補佐ができる優先順位として、今、都のほうは経営支援部が設置できないであろう学校、要は小規模校のほうから優先的に副校長の補佐ができる人材を配置するというので、こちらに伝わってきております。

○齋藤委員 経営支援部が設置できない学校というのは、大規模校が設置できないということなのですか。

○教育長 経営支援部がわからない。

○指導室長 経営支援部は東京都で使っている名称なので、本区の中ではまだまだ詳細がつかめていないところなのですけれども、一応そういう事業を都のほうで推進しようとしています。ただ、ここには大きな学校であれば人材が豊富なので、校務分掌とか教育の役割の中で副校長

補佐というのをつけられる。ただ、人材が少なければ、それがなかなか厳しいであろうということで、小規模校のところからまずはつけていこうというのが、主な目的でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 要するに、小規模校だとやりくり大変なので、そういったところにつけてあげようという考え方で小規模校になっているということですね。確かにそういうところもあります。だから大規模も大事なわけけれども、小規模もこうやって大事だということで、今回はそういう主旨でそれぞれの対応をいろいろ考えてくれている中の一つというふうに考えればいいのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 そのとおりでございます。

○齋藤委員 では要望だけしておきます。全体像がちょっと見えないので、何とも言えないのですけれども、やはり学校にそういう事務補助とか副校長のサブとかというのができてくるというのは非常にいい方向性なので、そういう方向にどんどん進んでいくことを期待しますけれども、大規模校で何となく大丈夫だということにはならないと思うので、そちらのほうの配置も考えていかないといけないのではないかなと思いますので、今後、検討というか、いろいろ考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

○塚本委員 今、齋藤委員におっしゃっていただいた意見に私も賛成なのですが、ただ都教委に対しては、人事に関しての要望に終わってしまうのですけれども、逆にスクールサポートスタッフというのは、大規模校についているとおっしゃっています。しかし、大規模校については、今回の学校経営業務支援員という制度と一緒に使うことができるようにして、区内の小中学校の校長先生方の、いわゆる経営の主体となる方たちの空気のよどみというのでしょうか、それがないようにしていただきたいと思います。というのは、新任の先生方にとっては、新天地でございます。そういった手厚いサポート体制で学校の経営に当たるのだという意気込みと、ちょっとそれから漏れてしまいますと、その辺の温度差が出るのが心配されたものですから。将来的に4校、5校という区内の小中に配置される予定とのことですが、将来的な見通しはもっともっと拡充するような方向があるのでしょうか。それだけちょっと伺いたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 副校長の補佐につきましては、なかなかやはり誰にでもできる仕事ではないということで、ですのである意味、小学校11学級、中学校が8学級以下というような規定が今、つくられております。ただ大規模校に配置を考えているスクールサポートスタッフというのは、これはあくまでも事務的なこと、教員でなくてもできるような仕事というようなことですので、こちらのほうは大分都のほうとしては、拡充することを考えているようでございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 全く同様に、今、出された意見というのは、ぜひ聞きとめていただいて、都のほうにも届けていただきたいなと思います。といいますのは、学校をサポートしようという姿勢があるということは大変ありがたいことで、ましてや学校というのは大きいから小さいからといって、やることが違うわけではなくて、小さな学校であっても、大きい学校と同様のことをやっていくという、まさに教育課程をやっているわけですよ。そういう意味では小学校 11 学級、中学 8 学級以下を対象にした支援をしようということは、わからないではないです。そういう一つの視点を捉えているのは大事なことだろうなと思いますけれども、大きな学校には 2 人制、2 人副校長を配置している学校もまれにあるのですよね。一般化はされていない。そういう中でスクールサポートだけで補い切れるのかどうかという問題もありますから、今後、この実践をぜひ評価していただいて、より学校の経営に臨めたり、あるいは円滑な学校の行動ができるような支援の方法を模索することは大変大事だと思います。ぜひ今後の課題として、どういうふうに人材を配置していくかというのは、まだ研究していただきたい。そういう検討の機会が必要だろうと思います。という意味でも大規模校に対する支援をどうするかというのはひとつ、ぜひ話題に出していただきたいと思います。

○教育長 お願いということで。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 24 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第 24 号については原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 25 号「葛飾区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」上程いたします。

庶務課長。

○指導室長 議案第 25 号「葛飾区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」議案を提出いたします。

提案理由でございますけれども、行政系人事制度の改正に伴い、総括係長の名称を課長補佐に改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。改正案でございます。こちらにつきましては、第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条等に出てきます総括係長を課長補佐に、主任主事を主任に変更するものでございます。

施行日ですけれども、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。
特に質問もないようなので、お諮りいたします。議案第 25 号については、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 26 号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは議案第 26 号、幼稚園教育職員の旅費支給規程につきまして、行政系人事制度の改正に伴い本規程を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をごらんください。幼稚園教育職員の旅費支給にあたりましては表のとおり、幼稚園教育職員の職務の級を行政職の職務の級に適応させております。行政系人事制度の改正により、これまで 1 級から 8 級までであった職務の級が、1 級から 6 級までとなりました。これに伴いまして改正案のとおり、表を改めるものでございます。

ご説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまのご説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは議案第 26 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 26 号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 27 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 27 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明させていただきます。

新旧対照表の最後のページをごらんください。初任給調製号数とは新規採用教員が翌年度に昇給する際に、昇給の号数にさらに初任給調製号数分を加えることで、給与の底上げを行うものでございます。現行では別表第 2 にありますとおり、大学卒の新規採用教員に 2 号の初任給調製号級が加算されることとなっております。初任給調製号数は既に都や国では廃止されていることから、今回、特別区で見直しを行い、廃止することとなりました。別表第 2 にありますとおり、調製号数をなくし、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** それではただいまのご説明について、何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 調製号数というのは、私の印象では、昔の印象といいますか、国とか都とか地方自治体、区市町村それぞれ人材確保するために、それなりの待遇をして、人材を集めたという経緯が昔あったような気がするのですけれども、そういうことの反映であったのではないかという気がしているのです。今回、減らすと、国とかがなくなったのでうちもなくなりますよという話なのですけれども、これは全国的にそういう方向性が出されているというか、そういう流れにあって、なったのか。葛飾区として今回決断したのはどういう主旨なのか。ほかの職員も全部そうだからということなのか。背景をちょっと、概略でいいのですけれども教えていただきたいのです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こちらのほうにつきましては、国や都で調整号給を廃止したということに加え、23区全体で決定をしてございますので、本区独自というわけではございません。

○齋藤委員 わかりました。結構です。

○教育長 よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第28号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第28号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明させていただきます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をごらんください。第4条支給割合について、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、昨年12月に改正を行った年間0.1月分の加算分について、12月分に0.1月割り振っていたものを、6月に0.05月分、12月に0.05月分と、均等に割り振りをし直すものでございます。これにより一般職員は0.95月、管理職員については1.15月の支給割合となります。ただし、年間の総支給月数について変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまのご説明について、何かご質問がございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 28 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 28 号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 29 号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 議案第 29 号「葛飾区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をさせていただきます。

こちら、総合教育センター内に、にほんごステップアップ教室を新設するほか、所要の改正を行うものとなっております。

1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず第 2 条、改正でございます。中期実施計画等の実施に伴い、にほんごステップアップ教室を新たに規定し、現行の(6) ににほんごステップアップ教室の記載を、変更を行いまして、(7) でその他総合教育センターの事業を行うために必要な施設の規程をするものでございます。続きまして、第 3 条につきましては、第 2 項の(5)、(6) につきまして、日にちを職員の勤務にあわせる形で規程を改正するものでございます。

施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日と考えてございます。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまのご説明について、何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 にほんごステップアップ教室に来られる対象者の条件というのはどういう条件でしょうか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 来日、間もない外国の方とかで、生活に必要な日本語を学んでいただくような方たちの、区立の学校に通っている方というふうに考えております。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 区立の小中学校に通っている子どもたちが対象ということですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 そのとおりでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 どこで読んだか忘れてしまったのですが、区民の意見の中に、子どもがそんなのだけれども、親も日本語がわからないので、そういうところができるようにならないかと、

どこかで見ていたのです。

実はこの前、双葉中の夜間の卒業式に行ったところ、親の年代的な人や学校を卒業した人も来ていて、日本語を結構上手にやって、学んでいたのですね。区民は、こういうにほんごステップアップ教室というと、子どもだけでなく私も行きたいというように思っている人がいるわけですね。そういう人には丁寧に、例えば双葉中に行ってやればできるのだとか、そういう話にはなるのか、そういう人は双葉中の夜間には行けないのかとかという、そういう意見に対する対応はどのように考えたらいいのでしょうか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 現状としましては、保護者の方、成人の方に対する日本語教育につきましては、対応自体が制度として民間の通訳のほう等を活用していただくような形で、文化国際課のほうも考えているものでございます。こちらにつきましては、義務教育中の児童・生徒に対して日本語を教育していくという形で制度を考えております。また、あと、学校生活の中で、先生との面談等に関しましては、通訳派遣のほうも行っておりまして、学校の中で行うような通訳が必要な部分につきましては学校と調整をしながら、通訳派遣を活用していただくというようなことでも、今も行っているところでございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 いいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第 29 号は原案のとおり可決といたします。

ここで、学校教育担当部長が所要により退席させていただきます。

(学校教育担当部長退席)

○教育長 それでは、議案第 30 号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 議案第 30 号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」上記の議案を提出いたします。

提案理由でございますけれども、教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるもので、本案を提出するものでございます。

別添のとおり、教育委員会事務局管理職員の人事異動の発令をいたします。

1 枚おめくりください。人事の発令の一覧を記載してございます。部長級からでございます。杉立教育委員会事務局参事が学校教育担当部長に。鈴木学務課長が教育総務課長に。若林子ど

も家庭支援課長が学校施設課長に。杉谷密集地域整備担当課長が学校施設整備担当課長に。神長長寿医療・年金担当課長が学務課長に。和田東京都教育庁指導部主任指導主事が指導室長に。須子経営改革担当課長が学校教育支援担当課長に。生井沢施設経営担当課長が放課後支援担当課長に。加納リサイクル清掃課長が生涯学習課長にそれぞれ異動するものでございます。

裏面をごらんください。転出者等のご紹介をいたします。青木学校施設課長が施設改修担当課長に。忠学校施設整備担当課長が子ども家庭支援課長兼児童相談所設置準備担当課長に。柿澤学校教育支援担当課長がリサイクル清掃課長に。小曾根生涯学習課長が介護保険課長に。中川指導室長が東京都に転出をいたします。具体的に申しますと板橋区立板橋第十小学校校長でございます。

次に派遣終了者については、平沢学校教育担当部長が派遣終了でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの件について、何かご質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第 30 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 30 号は原案のとおり可決といたします。

それでは議案関係はここまでといたしまして、報告事項に移ります。

報告事項等 1 「平成 30 年度葛飾区各会計予算の審査について」第 4 分科会の報告、お願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 報告事項等 1 「平成 30 年度葛飾区各会計予算の審査について」第 4 分科会分でございます。

それでは、予算の審査について説明いたしますので、別添の資料をごらんください。まず 1 枚、おめくりいただきまして、第 4 分科会の各会派の意見でございます。

まず自由民主党議員団でございます。1 行目の後半部分でございます。「学校施設長寿命化計画策定業務については、2 年計画で策定される中、全庁的な検討の中で、より良い教育環境が整備されることを望む。」続いて 2 行あけまして、後半部分でございます。「中学校費については、葛飾学力伸び伸びプランの効果で緩やかに向上していることを評価する。学力体力共に向上し、23 区・27 市町村東京都駅伝競走での総合 6 位は称賛したい。働き方改革は、教育の今後の重要な課題である。」それから次の行、「放課後子ども総合プランとしては、成果の上がっていることを評価し、学校の協力を得て少しでも早く子ども達の安全安心な放課後環境が整うことを期待する。」という意見をいただきました。

続きまして、葛飾区議会公明党でございます。まず、1 行目でございます。「小中学校でのが

ん教育で、啓発と共生の意識を高めるため講演開催の拡充を望みます。」ということでございます。2行下の後半、最後の部分でございます。「就学援助経費の新入学準備金については、平成31年度の新小学1年生から入学前に支給することは評価しますが、さらに早い時期の支給実現を望みます。社会教育費では、国の選定を受けた『柴又の重要文化財的景観』への取り組みとして、区民大学での講座の開設や、積極的な広報活動を通して広く区民への周知・啓発を求めます。」というご意見をいただきました。

続きまして、かつしか区民連合でございます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書について、それぞれ充実等の検討の意見をいただいたところでございます。4行目の後半部分でございます。「特別支援教育は放課後等児童デイサービスとの連携を求む。にほんごステップアップ教室は指導者の身分の保障を求む。不登校対策は別室登校の拡充と特例校の検討、保護者支援等を求む。次の行、「学校地域応援団はコーディネーターの支援体制整備を求む。」1行あけて、「文化財保護は文化財保護推進委員の活用を求む。」等の意見をいただきました。

続きまして、ページをめくりまして、2枚目でございます。日本共産党葛飾区議会議員団でございます。2行目でございます。「教員増により負担を軽減すべきである。」その2行下、「区独自の給付型奨学金を創設」ですとか、その次の行、「入学準備金の前倒しは、小学校入学時も直ちに実施すべきである。」私立学童保育クラブの所管を教育委員会に移すのは認められない。また、次の行、鎌倉公園プールの廃止については認められないとのご意見をいただいたところでございます。

次に、かがやけ K a t s u s h i k a ・維新でございます。「学校改築の指針に則り、西小菅小学校の一部改築・改修工事は、こすげ小学校、綾瀬中学校の3校を一体的に整備する計画に見直すべきである。」それから奥戸総合スポーツセンターの、駐車場に関して、利用料金に上限を設けていないので、ボランティアの方々の負担になっている。利用料金の上限設定の検討を提案するというご意見でございます。それから「特別支援学級と放課後デイサービスとの連携について、子どもたちと親が安心して通えるよう区と事業者で連携をしながら、個別支援会議の取り組みも視野に入れているとのことだが、引き続き、利用する親子に寄り添った事業運営を目指せるよう期待する。」とのご意見をいただいたところでございます。

続きまして、無所属でございます。「子ども体力向上プロジェクト事業では運動する習慣が身に付いていない生徒や運動が嫌いな生徒に対しても対策が必要である。にほんごステップアップ教室について、日本語を全く話せない親へのフォローも要望する。」ということでございます。1行あけて、後半部分。「かつしか区民大学経費の中の郷土かるたアプリについては、多くの観光客を誘致し、改めて地元住民に葛飾に対し愛着を深める契機になると思う。」次の行、「学校地域応援団について、応援団を区内の全小中学校に設置する事を評価する。」とのご意見をい

いただきました。

続きまして、次のページの無所属の上段でございます。「学校施設長寿命化計画と改築改修計画を生徒減少という目前の数値ではなく、長期的視野に立って実行していただきたい。」次の行、「特別支援学校への取り組みは評価できる。スポーツ施策使用やスポーツイベントなどの広報活動は、もっと工夫が必要ではないか。」とのご意見をいただきました。

続きまして、次の無所属でございます。1行目の後半、「本区の小・中学校全体の学力の向上や体力の増進等が徐々に改善され、今後の学習意欲に期待する。また、小・中学校の不登校は依然として減少傾向がなく、総合的な取り組みが求められる。」1行あけて、「本区の学校図書については、児童・生徒の健全な育成の為に今後の取り組みに期待する。」等の意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

いいですか。今、各会派の意見について説明がありましたが、割と穏やかな様子で第4分科会は終わりました。教育も評価されていると思います。

それでは、特にご質問がないようなので、報告事項等1は終了いたします。

続きまして、報告事項等2「平成30・31年度葛飾区青少年委員の委嘱について」説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは「平成30・31年度葛飾区青少年委員の委嘱について」資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

葛飾区青少年委員につきましては、その設置根拠でございますけれども、葛飾区青少年委員の設置に関する規則におきまして、青少年教育の振興のため、葛飾区教育委員会に葛飾区青少年委員を置くことと規定しているものでございます。

2の主な職務でございますが、(1)から(4)に記載の4点でございます。

3の任期でございます。平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となります。

5の委嘱者数でございます。まず(1)の定数でございますが、各区立小中学校通学区域に1人ということで、73人が定数でございます。この定数について、本日時点で確定している被推薦者の数でございますけれども、(2)に記載のとおり72人でございます。この72人について委嘱手続をまず行いたいと考えてございます。2ページの別紙をごらんください。各学校の候補者につきまして、一覧にまとめてございます。この2ページの右下、中学校通学区域のナンバー23をごらんください。こちら葛美中学校につきましては、現在のところ被推薦者が未確定でございます。推薦を受け次第委嘱の手続を速やかに行ってまいります。

1ページにお戻りください。6の委嘱状伝達式の日時でございますが、(1)、(2)に記載の

とおりで行う予定でございます。

最後になりますけれども、3ページに年齢別、男女別等の委員の皆様の内訳を示しておりますので、ご参照ください。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** それではただいまの説明について何かご質問等ございますか。

天宮委員。

○**天宮委員** 今回、新任の方もいらっしゃって、女性も多いということで、やはり葛飾区、何だかんだ言っても地縁を大事にする土地柄ですばらしいなという感想です。

○**教育長** 感想で。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等2については終わります。

報告事項等3「図書館収蔵本廃棄差し止め等請求事件の判決について」説明をお願いします。

中央図書館長。

○**中央図書館長** それでは、報告事項等3「図書館収蔵本廃棄差し止め等請求事件の判決について」ご報告させていただきます。

まず原告の主張でございますが、原告は自著が図書館に収蔵されていたのに、現在はデータも残っていないことを数年前に職員に問い合わせたが、利用者が少ない本は廃棄すると侮辱された。以下、(2)から(4)まで記載のとおり主張をさせていただきました。

訴訟の内容でございますが、(1)事件名、(2)裁判所、(3)原告、(4)被告につきましては記載のとおりでございます。

次に(5)請求の趣旨でございますが、新宿図書センターさよならリサイクル市などにより葛飾区が原告の著書を含め、大量の収蔵書籍を廃棄したことによる原告の精神的苦痛に対し、被告は原告に20万円を支払え。次に訴訟費用は被告の負担とするというものでございます。

(6)といたしまして判決でございます。原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とするというものでございます。

次に事件の経過でございますが、平成29年11月28日、訴えの提起がございました。そして、平成30年1月25日に第1回口頭弁論、同年2月8日に第2回口頭弁論がございまして、同年3月8日に判決の言渡しがございました。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの件について何かご質問はございますか。よろしいですか。

それでは報告事項等3については終わります。

報告事項等4「図書返却ポストの設置について」をお願いします。

中央図書館長。

○**中央図書館長** それでは、報告事項等4「図書返却ポストの設置について」ご説明をさせて

いただきます。

概要でございますが、図書館利用者の利便性向上を図るため、図書館へ行かずに借りた図書を返却できる「図書返却ポスト」を設置するものでございます。

設置場所でございます。四ツ木駅前の葛飾区四つ木一丁目1番、こちら1階エレベーター出入口斜め前でございます。駅改札へ向かう階段の右横に設置予定でございます。

図書返却ポストそのものでございますが、1枚おめくりください。別紙がついてございます。縦90センチ、横が75センチ、高さが1メートル60センチほどの高さでございます。返却口までの高さは120センチほどでございます。

本文にお戻りいただければと思います。運用開始日でございますが、平成30年4月23日、月曜日を予定してございます。

周知方法といたしまして、広報かつしか、区ホームページ・ツイッター・フェイスブック・図書館ホームページ、図書館内掲示を予定してございます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等4を終わります。

引き続きまして、報告事項等5「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について」をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、報告事項等5「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について」ご報告させていただきます。

まず、名称でございますが、「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について（平成29年度報告書）」でございます。

対象者でございますが、中学生以上の方でございます。

次に実施方法でございます。各図書館でのアンケート用紙による収集と図書館ホームページ上でのアンケート収集サイトによる収集を行ってございます。

実施期間でございます。平成29年10月27日金曜日から同年11月9日木曜日までの2週間ほどでございます。

回収状況でございますが、全体で1,948件になってございます。中央図書館で453件、各地域図書館で713件、各地区図書館・新宿図書サービスコーナーで317件、インターネット（図書館ホームページ）上からのものが465件でございます。

次にアンケート結果でございますが、別添をつけてございます。後でござらんいただければと思いますので、内容についてご説明させていただきます。まずアンケートの概要ということで、目的、実施場所等を記載させていただいてございます。次にお客様ご自身についてございま

す。年代、性別などを聞いてございます。次に葛飾区立図書館のサービスについて。資料の充実度、利用のしやすさなどを聞いてございます。最後に自由意見でございますが、一部抜粋させていただいてございます。「音楽、映像ビデオの種類を増やし、充実してほしい。」「早朝読書の場所を作ってほしい。」「自由に座れる場所がもう少し増えると、夕方以降も利用しやすい。」「職員の対応について、丁寧であるが、事務的で温かみを感じられない。」などのご意見をいただいております。そのほかはごらんいただければと存じます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 1点目は6ページの来館目的のところ、表にこういう数字が出ているのですが、この傾向性というのはこの何年間で変化があるものなのか、大体同じような推移なのかというのが分かれば、お願いしたいと思います。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 今回3回目なのでございますが、ほぼ変わってございません。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 後ろのアンケートをずっと読んだのですけれども、結構もったいなものと、無理難題もあったりいろいろしているのですが、このアンケートに対して、対応してあげたらいいなというのがありますし、予算がかかってどうなのかなというのがありますし、すぐ中央図書館内で対応できそうなものもあるし、いろいろ見て、対応したらいいのだけれども、なかなか難しいというのがいろいろあるのです。葛飾にはすぐやる課という部署や、すぐ対応するという方針があるのですけれども、こういう、すぐ聞いてあげて、これらのアンケートに何らかの対応をしてあげたほうがいいのかというのがあります。対応できそうなものとできないものとかあって、応えられないかもしれないのですけれども、どういうふうに対応していけるのかなというのが疑問としてあります。対応されたほうがいい要望もあるので、個々に挙げたらいっぱいありますので、全ての要望に応えるというのは難しいと思うのですけれども、今どのような考え方になっているかだけ、教えていただければと思います。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 毎年いろいろご要望・ご意見いただいております。こちらのご意見・ご要望の中で、私どものほうで、例えば、資料についてとかサービスについてなどいただいているものにつきまして、対応できるものは中で、検討して対応していく。あとは予算上の問題とかスペース上の問題でできなかったりする問題もございますので、その辺は対応が難しいのかなと思ってございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 1件だけ具体的に聞きます。この中に、いろいろなスペースがあるが、勉強するスペースとか、いろいろなスペースが埋まっていて使えないとか、中には午前、午後とずっと使いたいだけでも、午前使ったら1回出なくてはいけないとか、出てからまた入らなくてはいけないとか、いろいろあって使いにくいという意見もあったのですね。例えば、奥のほうにあいている部屋があるのだけでも、ああいうのは使えないのかというのもありました。だから、中央図書館の中で対応できる方法を、やはり少し考えないといけない面もあるのかなと思います。スペースの問題といっても広げるわけにはいかないのです。空いているスペースが奥にあるのに使うことができないので、そういった空間を利用することができれば、やりくりできるのかなと思うのですけれども。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 あちらはボランティア団体の方がお使いになったりしておりまして、あとは、最近ですと奥の部屋という形で、会議室が二つございますが、一つの会議室のほうは最近、小さいお子さんの読み聞かせの参加者が増えてきてございまして、その人数も入り切れないために、会議室を使ってそちらでやったりというようなこともやってございます。実際に会議室についても毎日ずっとあいているわけではなくて、そういった用途で使用させていただいております。ですから、例えば午前中しか空いていないとか、午後しか空いていない、あと夜間しか空いていないというときもございまして、あとは、警備の問題等もございまして、そちらのほうも検討していかなければいけないと考えてございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 警備の問題が一番大きいのかもしれないですけど、例えば、今日は午前中空いているのだけでも、午後から入っていると。午前中で空いているときは、使えるようにするとかという工夫もあっていいのではないかなと思います。かなりそういう意見があって、行っても本当に悩んでいるという意見がありました。ですから工夫できる範囲で対応していただけたらありがたいなど、要望しておきます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 実施期間が2週間というのは短いのかなと前回も思っていたのですが、回収の状況を見ますと、回収としては割と多いほうなのかなと思いました。内容を見ますと、さまざまな要望、意見ありまして、またこれをなかなか難しいところがあるのかなというふうには思います。一方の方がこうしてほしいというのがあって、逆のものがあったりするので、非常に難しいところがあるのかなと感じるところですが、前回と同じような希望が出ているところもありますので、改善できるところはしていただいて、無理なところは、それをこういう理由でというようなところをどこかで発信できるといいのかなとは思いました。

それと1点、具体的なところなのですが、先ほど、返却ポストが新しく設置されるのですが、アンケートの中でポストを使って返却したところ、水濡れしているという連絡をもらったというものがありましたので、そういう被害的なものの報告はあるのでしょうか。ポストに入れたものが、破損というような。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 返却ポストにつきましては、新小岩駅の東北広場においてございますブックポストの被害が、例えば、コーヒーの缶を入れられたとか、あとコンビニの袋、そのままポロッと入れられたとか。あと濡れていたりとかいうこともございます。ただ、こちらのほうにお書きになられているアンケートにつきましては、実際に図書館のほうのブックポストにも濡れた本をお返し、図書館、夜間のブックポストがございますので、そういうのもございますので、そういう場合には、ご本人様に濡れていましたということでご確認をさせていただいて、返却のときには濡れていませんでしたというご回答であれば、わかりましたということで、そういうことでやらせていただいております。

以上です。

○教育長 大里委員。

○大里委員 返却ポストの被害はあるということですね。わかりました。そこを何か啓発できないかと思えます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等5を終わります。

引き続きまして、報告事項等6『第4回かつしかふれあいRUNフェスタ2018』の実施結果について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等6『第4回かつしかふれあいRUNフェスタ2018』の実施結果について」ご説明させていただきます。

実施日時でございますが、平成30年3月11日日曜日、午前9時から午後1時40分までで実施いたしました。

会場につきましては、堀切水辺公園で行いまして、天候は曇り後晴れでございました。

出走者数及び完走者数等でございます。エントリー数につきましては、7,332人で、前回と比べますと710人増となっております。出走者数が6,281人で前回より503人増えております。また完走者数につきましても6,218人で前回よりも478人増となっております。完走率は99%でございました。

具体的に各種目の内訳については、裏面に記載をさせていただいております。

緊急搬送・迷子につきましては、救急搬送はございませんでしたが、迷子が2件ございまして、

保護者からの申し出があり、ただちに親に引き渡すことができでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 意見というよりも、質問ではなくて感想なのですけれども、裏面のほうで、生涯スポーツという部分でいきますと、ふれあい健康RUNにしても、チャレンジRUNにしましても、壮年期から、世代的に非常に特質的な集団が見られます。そういった意味では、生涯スポーツというものを掲げて4回目を迎えたRUNフェスタですが、とりわけ運営にあられる方が大変だと思うのですが、継続的に実りあるものにしていただきたいと思います。要望です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 出場者の方、10代から70代まで幅広く、ふれあい健康RUNは完走率100%ということで、すばらしいなと思いました。当日、結構下がぬかっていたりとか、あとトイレの数も大変多く設置されていて、運営のほうのご苦労があるだろうなと思いました。なかなか大変だとは思いますが、引き続きぜひよろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等6を終わります。

これで案件は全て終わったのですが、何かご意見等、ご質問等ありましたら、そのほかよろしいですか。

それではこれをもちまして、平成30年教育委員会第3会臨時会を終了といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 0時20分